

住宅用火災警報器（移報出力付）等と住宅用光警報装置間の インターフェースに係る技術基準

（目 的）

第1条 この基準は、ユニバーサルデザインを踏まえた住宅用火災警報設備等の導入・普及を促進するため、住宅用火災警報器（移報出力付）等と住宅用光警報装置間のインターフェース仕様を統一することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 一般社団法人日本火災報知機工業会（以下「工業会」という。）会員各社が製造する住宅用火災警報器（移報出力付）等と住宅用光警報装置に適用する。

（インターフェース統一仕様）

第3条 この基準において統一した仕様は次のとおりとし、数値等は「別表1」に示す。

- (1) 電氣的要求仕様
- (2) 端子名称・端子記号
- (3) 適用電線

（情報の開示）

第4条 工業会は本基準を開示する。

（基準の改廃）

第5条 この基準の改正又は廃止は、技術委員会で検討し理事会に報告する。

付 則

1. この基準は、平成24年4月1日から適用する。
2. 既発売商品への適用はこの限りではない。
3. 会員各社は本基準の趣旨を尊重し、統一化に努めることとする。

（経 緯）

平成22年度、消防庁として高齢化や障がい者の社会参加の進展等を踏まえ、高齢者や障がい者等が安心して生活を営み、社会参加することができるよう火災に対する安全性を効果的に確保するため、ユニバーサルデザイン等の観点を取り入れた火災警報設備等の開発・普及を促進することを目的として、「聴覚障がい者に対応した火災警報設備等のあり方に関する検討会」を開催している。

その検討会において住宅用火災警報器等についてインターフェース仕様の規格統一化の要望があり、検討を行い基準化したものである。

別表 1

住宅用火災警報器(移報出力付)等-住宅用光警報装置間のインターフェース仕様

		住宅用火災警報器等	住宅用火災警報器等	住宅用火災警報器等	住宅用火災警報器等	
構成				住宅用火災警報器等	住宅用火災警報器等	住宅用火災警報器等
電 気 的 要 求 仕 様	極性	無極性 無電圧 a 接点出力		F1:プラス F2:マイナス		
	電圧	負荷電圧 DC30V以上		出力電圧範囲 DC2.4V~28V		
	電流	負荷電流 100mA以上		出力電流範囲 80mA以下		
	許容抵抗	5Ω以下(接点抵抗)		外部配線抵抗10Ω以上		
端子名称		警報出力		警報入力		
端子記号		F1,F2		F1,F2		
適用電線		φ0.65~0.9 単線 または 0.3~0.75mm ² より線を推奨				
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・原則として接続形態は1対1(住警器):(警報装置)とする (1対1以外の接続については製造会社間の調整による) 				

※ 機械的仕様(コネクタ、端子等の構造)については規定しない

※ 住宅用火災警報器等にはアダプタ等を含む